

レバレッジ比率計算告示に関するQ&A

(平成 27 年 3 月 31 日公表)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁が別に定める事項第 1 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率(平成 27 年金融庁告示第 12 号)の条文番号となっています。

(注) 本 Q&A において記載されている各取り扱いについては、今後のバーゼル銀行監督委員会等による議論の状況により変更となる可能性がある点についてご留意ください。

<調整項目以外で信用リスク・アセットの算出対象とならない資産の扱い>

【関連条項】 第 6 条

第 6 条-Q1 自己資本比率告示において、調整項目以外で信用リスク・アセットの額の算出が不要とされている資産について、レバレッジ比率計算告示上の扱いはどのようになりますか。

(A)

自己資本比率告示においては、普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目である無形固定資産の額又は退職給付に係る資産の額については、関連する繰延税金負債の額との相殺が認められており、当該相殺された額に相当する部分については、信用リスク・アセットの額が算出不要とされております(自己資本比率告示第 10 条第 2 項第 1 号ト)。また、一部の調整項目の算出においては、繰延税金資産の額とこれに関連する繰延税金負債の額の相殺が可能となっており(自己資本比率告示第 8 条第 13 項)、この場合、信用リスク・アセットの額についても当該相殺後の額が勘案されることとなります。

一方、レバレッジ比率計算告示においては、「オン・バランス資産の額」は原則として連結貸借対照表計上額を基にエクスポージャーの額を算出することとなりますので、上記資産に係る額は、繰延税金負債の相殺前の金額を「オン・バランス資産の額」に係るエクスポージャーの額に含めることとなります。

<デリバティブ取引等における再構築コストの額と変動証拠金の相殺要件（変動証拠金の額）>

【関連条項】 第7条

第7条-Q1 デリバティブ取引等において、再構築コストの額を現金で授受された変動証拠金の額で相殺するうえで、授受された変動証拠金がデリバティブ取引等の時価評価額以上であることが必要とされていますが、以下のような場合において、どのように要件充足を判定する必要がありますか。

- ①当該取引の担保管理に係る契約上「信用極度額（Threshold）」や「最低引渡担保額（Minimum Transfer Amount）」が定められている場合
- ②各当事者の時価評価額に差異が生じた場合

(A)

担保の受け渡しを通じて、現金担保を含む担保額がデリバティブ取引等における再構築コストの額以上となることが基本的な要件となります。ただし、担保契約等において信用極度額（Threshold Amount）や最小引渡担保額（Minimum Transfer Amount）が定められている場合は、これらの金額も勘案した上で授受される担保の必要額を算定し、これを上回る担保が受け渡されているのであれば要件を充足しているものと評価して差し支えありません。

なお、実務上は各契約当事者の時価評価額に差異が生じるため、担保契約等で担保の授受を行うにあたって時価評価を合意するプロセスが定められているのが通例です。この場合でも、予め当事者間で約された方法により時価評価額について合意がなされ、契約に基づき担保が受け渡されている限りにおいては、当該要件を充足していることとします。ただし、この場合、帳簿上の時価評価額と実際の担保授受額が大きく乖離していないかを定期的に検証する必要があります。

<デリバティブ取引等における再構築コストの額と変動証拠金の相殺要件（変動証拠金の額）>

【関連条項】 第7条

第7条-Q2 デリバティブ取引等において、再構築コストの額を現金で授受された変動証拠金の額で相殺するうえで、授受された変動証拠金がデリバティブ取引等の時価評価額以上であることが必要とされています。

この場合において、マージンコールや証拠金の授受に要する時間により、短期間、時価評価額と変動証拠金の額に乖離が生じることが考えられます。このような場合において、結果として授受された変動証拠金が計算基準日時点でデリバティブ取引等の時価評価額を下回る状況が発生することが考えられますが、どのように要件充足を判定する必要がありますか。

(A)

計算基準日時点で既に授受された担保の額が、デリバティブ取引等の再構築コストの額を下回る場合には、当該基準日時点の時価評価に基づいてコールされ、計算基準日の翌営業日の午前中までに授受された担保に限り、当該基準日時点で既に授受されている担保の額に勘案することができます。そのうえで、さらに「第7条-Q1」における扱いも勘案したうえで、デリバティブ取引等の再構築コストの額以上である場合には、要件を充足しているものと評価して差し支えありません。

<デリバティブ取引等における再構築コストの額と変動証拠金の相殺要件（決済通貨）>

【関連条項】第7条

第7条-Q3 デリバティブ取引等において、再構築コストの額を現金で授受された変動証拠金の額で相殺するうえで、当該現金がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であることが必要とされていますが、「デリバティブ取引等の決済通貨」としてどのような通貨が認められますか。

(A)

当面の措置として、デリバティブ取引等に係る契約（マスターアグリーメント、及び付随する担保契約）において規定される決済通貨であれば、いずれを参照しても差し支えないものとします。

<デリバティブ取引等における再構築コストの額と変動証拠金の相殺要件（分別管理の状況の確認）>

【関連条項】第7条

第7条-Q4 デリバティブ取引等において、再構築コストの額を現金で授受された変動証拠金の額で相殺するうえで、当該現金で授受された変動証拠金を受領した取引当事者において分別管理されていないことが必要とされていますが、取引相手方における分別管理の状況について、どのような深度で確認することが求められますか。

(A)

デリバティブ取引等の再構築コストと授受された現金担保の額を相殺するに当たっては、決済したものと同等視できるか否かが一つの実質的な要件となっています。受領した取引当事者において現金担保が分別管理されている場合は（当該取引当事者において自由に現金担保を処分できない場合は）、当該当事者の再構築コストと相殺するにたる決済同等性を失わせることから、分別管理されていないことが相殺要件の一つとなっています。

分別管理の状況については、自金融機関が現金担保を受領した場合はその実務に照らして管理状況を把握できるものの、一方で取引相手方が受領した場合には当該相手方の分別管理の状況を把握する必要が生じるため、その管理状況の確認が難しくなる点が問題となります。この点、相手方の分別管理の状況につき直接的な確認が難しい場合は、相手方に

適用される法律、その他の関連する規制、及び相手方とのデリバティブ取引等に係る契約内容に照らして、分別管理が求められていないことが確認できる場合は、その状況をもって、分別管理されていないものと判断して差し支えありません。

<クロス・プロダクト・ネットティング>

【関連条項】第7条、第8条

第7条-Q5 デリバティブ取引等やレポ形式の取引における取引相手方に対するエクスポージャーの額の算出においては、法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することが可能となっていますが、デリバティブ取引等とレポ形式の取引の間などのような異なる商品間でのネットティングを認めるクロス・プロダクト・ネットティングについてその効果を勘案することが可能ですか。

(A)

デリバティブ取引等においては第7条第6項により、またレポ形式の取引については第8条第4項により、ネットティング効果を勘案することができます。これらのネットティング効果は、あくまで、同一の取引相手方との複数のデリバティブ取引間において、あるいは複数のレポ形式の取引間において認められているものとなります。従って、デリバティブ取引等とレポ形式の取引との間でのネットティング効果は勘案することができません。

<清算機関向けの取引の取扱い>

【関連条項】第7条、第8条、第9条

第7条-Q6 清算機関向けの取引を行っている場合、エクスポージャーの額の算出はどのように行いますか。

(A)

清算機関向けの取引は、(1)金融機関自らの計算において行う取引と(2)間接清算参加者が清算機関を用いるために直接清算参加者である金融機関が取引に関与する場合の2つに大別されます。

(1)の場合には、取引の相手方としての清算機関の信用リスクを金融機関自らが負っていることから、清算機関向け以外の取引と同様にデリバティブ取引等に該当する場合には第7条、レポ形式の取引に該当する場合には第8条に基づいてエクスポージャーの額を算出する必要があります。

(2)の場合には、取引の一方相手方である清算機関や他方相手方である間接清算参加者の信用リスクを金融機関が負っているか否かで、エクスポージャーの額としての算出の要否を判断する必要があります。単に取引の取次ぎを行うだけであり、取引の一方当事者の債務を銀行が保証することもなく、実質的に信用リスクを負っていない場合には、第7条又は第8条に基づきエクスポージャーの額を算出することを要しません。

他方で、銀行が実質的に信用リスクを負っている場合はエクスポージャーの額を算出す

る必要があります。取引の一方当事者の債務を銀行が保証している場合には、第 9 条第 2 項第 4 号に基づいてエクスポージャーの額を算出することとなります。このときエクスポージャーの額の計算方法は、保証する取引の内容がデリバティブ取引等に該当する場合は第 7 条に則り、レポ形式の取引に該当する場合は第 8 条に則ることとなります。また保証ではないものの、銀行自身が間接清算参加者と清算機関の間に入り、取引の主体となることで一方当事者に対して信用リスクを負っている場合も、(1)と同様に清算機関向け及び間接清算参加者向けのエクスポージャーの額を算出する必要があります。

<レポ形式の取引の計算方法>

【関連条項】第 8 条

第 8 条-Q1 レポ形式の取引のエクスポージャーの計算方法について具体例を用いて示してください。

(A)

レポ取引等に関する額は、レポ形式の取引における現金の受取債権の額（第 8 条第 1 項第 1 号）と取引相手方に対するエクスポージャーの額（第 8 条第 1 項第 2 号）の合計額により算定されます。

(1) 有価証券を差し出して現金を調達するレポ形式の取引（売現先/レポ取引）

例えば、日本国債（時価 110）を担保に現金 100 を調達する取引の場合、現金の支払債務は計上されますが現金の受取債権はバランスシートに計上されない為、現金の受取債権の額は 0 になります。一方、取引相手方に対するエクスポージャーの額は、相手方に提供している日本国債の時価 110 から相手方より受領している現金 100 を控除し 10 と計算されます（第 8 条第 3 項）。従って、両者の合計の 10 が当該取引によるレポ取引等に関する額に算入されます。

ここで、受領した現金 100 や、担保として差し出した日本国債（時価 110）が引き続きバランスシートに計上されている場合には、これらはオン・バランス資産の額として認識されることとなります。

(2) 有価証券を受け入れて現金を運用するレポ形式の取引（買現先/リバースレポ取引）

例えば、日本国債（時価 110）を担保に現金 100 を運用する取引の場合は、現金の受取債権 100 がバランスシートに計上される為、現金の受取債権の額は 100（但し、マージンコール等により受取債権の額が取引日以降に調整される場合は、調整後の受取債権の金額）となります。一方、取引相手方に対するエクスポージャーの額は、相手方に提供している現金 100 から相手方より受領している日本国債の時価 110 を控除した額が 0 を下回ることから、取引相手方に対するエクスポージャーの額は 0 となり

ます（第8条第3項）。従って、両者の合計の100が当該取引によるレポ取引等に関する額に算入されます。

ここで、受領した有価証券は、通常はバランスシートには計上されませんが、仮に会計上、資産として認識されている場合は、オン・バランス資産の額から控除されず（第6条第3号）。

なお、元々バランスシートに計上されていない有価証券を使用してレポ取引を行う場合は、引き続きオン・バランス資産の額には含まれませんが、取引相手方に対するエクスポージャーの額には（エクスポージャー額が正の場合は）含まれる点には留意が必要です。

<エージェント・レポ取引の取扱い>

【関連条項】第8条、第9条

第8条-Q2 自金融機関が顧客の代理人として、顧客の取引相手方との間に介在してレポ形式の取引を行った場合（いわゆる、エージェント・レポ）、エクスポージャーの額の算出はどのように行いますか。

(A)

実質的に自金融機関が信用リスクを負っているか否かでエクスポージャーの額の算出要否を判断することとなります。顧客の代理人として取引に介在するものの、顧客あるいはその取引相手方に対して保証その他の損失補填を約しておらず、実質的に信用リスクを負っていない場合は、エクスポージャーの額を算出する必要はありません。

一方、顧客あるいはその取引相手方に対して、他方当事者に対するエクスポージャーを保証（あるいは損失補填）するような契約を結んでいる場合は、第8条第3項又は第4項に則ってエクスポージャーの額を算出し、第9条第2項第4号のエクスポージャーとして計上する必要があります。

<開示様式の記載方法>

【関連条項】3柱告示 第4条・第5条・第6条

第4条・第5条・第6条-Q1 開示様式である別紙様式第六号の記載の方法を示してください。

(A)

以下にお示しする様式の（注）をご参照ください。

国際様式 (表 2) の該当番 号	国際様式 (表 1) の該当番 号	項目	当期末	前期末
オン・バランス資産の額 (1)				
1		調整項目控除前のオン・バランス資産の額		
1a	1	連結貸借対照表における総資産の額		
1b	2	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額 (△)		
1c	7	連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額 (連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。)		
1d	3	連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額 (△)		
2	7	Tier1 資本に係る調整項目の額 (△)		
3		オン・バランス資産の額 (イ)		
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
4		デリバティブ取引等に関する再構築コストの額		
5		デリバティブ取引等に関するアドオンの額		
		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
6		連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		
7		デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額 (△)		
8		清算会員である銀行又は銀行持株会社が補償を義務付けられていない顧客とのトレード・エクスポージャーの額 (△)		
9		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額		
10		クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額 (△)		
11	4	デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		
レポ取引等に関する額 (3)				
12		レポ取引等に関する資産の額		
13		レポ取引等に関する資産の額から控除した額 (△)		
14		レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額		
15		代理取引のエクスポージャーの額		
16	5	レポ取引等に関する額 (ハ)		

オフ・バランス取引に関する額 (4)				
17		オフ・バランス取引の想定元本の額		
18		オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額 (△)		
19	6	オフ・バランス取引に関する額	(ニ)	
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (5)				
20		資本の額	(ホ)	
21	8	総エクスポージャーの額 ((イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ))	(ヘ)	
22		連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 ((ホ) / (ヘ))		

(注)

(1) オン・バランス資産の額

- a 「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれない子法人等の資産の額」とは、計算告示（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号に規定する連結レバレッジ比率の計算方法を定める件（平成二十七年金融庁告示第十二条）をいう。以下同じ。）第三条第二項の規定に従い、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれない子法人等に係る資産の額又は持株計算告示（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第六号に規定する持株レバレッジ比率の計算方法を定める件（平成二十七年金融庁告示第十三条）をいう。以下同じ。）第三条第二項の規定に従い、持株レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれない子法人等に係る資産の額をいう。
- b 「連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に含まれる子会社の資産の額（連結貸借対照表における総資産の額に含まれる額を除く。）」とは、計算告示第三条第一項ただし書の規定に従い、連結レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額又は持株計算告示第三条第一項ただし書の規定に従い、持株レバレッジ比率の算出において連結の範囲に含まれる子会社に係る資産の額をいう。
- c 「連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目以外の資産の額」の欄には、計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額又は持株計算告示第六条第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載すること。
- d 「Tier1 資本に係る調整項目の額」の欄には、計算告示第六条第四号及び第五号に掲げる額の合計額又は持株計算告示第六条第四号及び第五号に掲げる額の合計額を記載すること。

(2) デリバティブ取引等に関する額

- a 「デリバティブ取引等に関する再構築コストの額」とは、計算告示第七条第二項第一号に掲げる額又は持株計算告示第七条第二項第一号に掲げる額をいう。
- b 「デリバティブ取引等に関するアドオンの額」とは、計算告示第七条第二項第二号に掲げる額又は持株計算告示第七条第二項第二号に掲げる額をいう。
- c 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」とは、計算告示第七条第一項第二号に掲げる額（(2) d の額を除く。）又は持株計算告示第七条第一項第二号に掲げる額（(2) d の額を除く。）をいう。

- d 「連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額」の欄には、計算告示第七条第十一項における、デリバティブ取引等により生じる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額又は持株計算告示第七条第十一項における、デリバティブ取引等により生じる債務の額と相殺された当該デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額を記載すること。
- e 「デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の対価の額のうち控除する額」とは、計算告示第七条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額又は持株計算告示第七条第十二項における、デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額から控除した変動証拠金の額を記載すること。
- f 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額」とは、計算告示第七条第二項第三号に掲げる額（同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）又は持株計算告示第七条第二項第三号に掲げる額（同条第九項の規定によりプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額を控除する前の額）をいう。
- g 「クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合における調整後想定元本の額から控除した額」の欄には、計算告示第七条第九項の規定に従い、銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、銀行若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額又は持株計算告示第七条第九項の規定に従い、銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを提供したクレジット・デリバティブの想定元本の額から控除した、銀行持株会社若しくは連結子法人等がプロテクションを購入したクレジット・デリバティブの想定元本の額の合計額を記載すること。

(3) レポ取引等に関する額

- a 「レポ取引等に関する資産の額」とは、計算告示第八条第一項第一号に掲げる額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）又は持株計算告示第八条第一項第一号に掲げる額（同条第二項の規定により現金の支払債務の額を控除する前の額）をいう。
- b 「レポ取引等に関する資産の額から控除した額」の欄には、計算告示第八条第二項の規定に従い、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額又は持株計算告示第八条第二項の規定に従い、現金の受取債権の額から控除した現金の支払債務の額を記載すること。
- c 「レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーの額」とは、計算告示第八条第一項第二号に掲げる額又は持株計算告示第八条第一項第二号に掲げる額をいう。

(4) オフ・バランス取引の額

- a 「オフ・バランス取引の想定元本の額」の欄には、計算告示第九条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額又は持株計算告示第九条第二項におけるオフ・バランス取引に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）、同条第三項

におけるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額（掛目を乗じる前の額）及び同条第四項におけるオフ・バランス取引の証券化エクスポージャーの名目額（掛目を乗じる前の額）の合計額を記載すること。

- b 「オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への変換調整の額」の欄には、計算告示第九条第二項若しくは第三項若しくは第四項又は持株計算告示第九条第二項若しくは第三項若しくは第四項の規定に従い、エクスポージャーの額を算出するに当たり、オフ・バランス取引に係る想定元本の額又は名目額から控除した額の合計額を記載すること。

(5) 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率

- a 「資本の額」とは、自己資本比率告示第二条第二号に定める Tier1 資本の額又は持株自己資本比率告示第二条第二号に定める Tier1 資本の額をいう。
- b 連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率は、小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載すること。

(6) その他

- a 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成二十六年一月十二日に公表されたレバレッジ比率の枠組みと開示要件と題する文書の表1及び表2に記載された番号をいう。
- b 本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。
- c 本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。